

22 番	白井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1、中水野事業地に、愛知県レッドデータブックの絶滅危惧種が確認され、どう保全するのか。</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>令和7年8月2日(土)に、中水野駅周辺土地区画整理事業の組合設立の認可が下りたことで設立総会が開催された。これで本格的に土地区画整理事業が始動することになる。</p> <p>今回、設立総会後の動向と、令和7年3月当該事業地において、自然環境保全調査が行われ、事業者から報告書が提出されたことについて、市当局に問う。</p>	<p>(1) 組合設立の総会後の動向について</p>	<p>① 令和7年7月8日、愛知県から中水野駅周辺土地区画整理事業に係る組合設立の認可が下りたため、8月2日に設立総会が開催された。これで本格的に事業が始動することになる。設立総会は、組合員総数151名の内、132名(うち委任状による70名)が出席し、19名が欠席しているが、設立総会の内容について伺う。</p> <p>② 土地区画整理法第27条の組合役員について、理事及び監事を置くと規定されている。本組合役員(理事・監事)は、選挙(選任)において、賛成96人、反対22人、棄権が14人としている。役員を選出について、選出方法やどのように役員候補が決まっていたのか伺う。</p> <p>③ 組合設立後、組合事務所の設置と運営に係る経費(事務所費・事務員費等)については、どのような予定か伺う。</p> <p>④ 本組合は、今年度どのような工事と地権者に係る換地を行うのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) 調査の結果、愛知県版レッドリストの絶滅危惧種が確認された。	<p>① 令和7年3月市当局は、中水野駅周辺土地区画整理事業に関する自然環境保全調査を(株)ニック環境システムに、調査期間約1年2か月、委託費660万円の業務委託を発注している。当該事業地でどのような調査を行ったのか伺う。</p> <p>② 愛知県では、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に「大規模行為届出制度」を設けている。この制度は、一定の開発行為に対して、事業者へ届出(地方自治体が行う場合は通知)を義務付け、自然環境の保全と緑地について事前に審査するものである。しかし、同条例においては、開発面積が20ha以上の行為にあつては自然環境保全調査を実施するものとされているが、当該事業の開発面積は20ha未満であり、なぜ同区域の本件調査を実施したのか伺う。</p> <p>③ 本件調査については、委託業者(株)ニック環境システムのどのような実施者が現地調査を実施し、調査報告書を作成されたのか伺う。</p> <p>④ 本件調査により、確認された重要な種とは、愛知県・国のレッドデータブックの(準)絶滅危惧種のどのような種であるのか伺う。</p> <p>⑤ 調査報告書では、事業地内における重要な種の対応案が示されているが、市当局は、愛知県版レッドリストの絶滅危惧種に該当する種について、県にどのように調査報告と自然環境の破壊防止等のための助言を求めることになるのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑥ 今後組合が、土地区画整理事業の造成工事等を行うことになるが、市当局は、自然環境の保全と緑地の確保等を含んだ保全策をどのように講じることになるのか伺う。</p> <p>⑦ レッドデータブックは、生物学的観点から個々の絶滅危険度を評価し選定したものであり、各開発事業の環境影響評価等に活用され、自然環境保全への配慮が促進されることを目的としている。愛知県では、平成25年4月に策定した「自然環境の保全と再生のガイドライン」に基づき、開発に伴う自然環境への影響を回避・最小化・代償の順に検討し、開発区域外も含めて保全・再生を促す「あいちミティゲーション」の実施を推奨している。当該事業地に確認された絶滅危惧種は、庁内協議と併せて愛知県（あいちミティゲーションを含む）とどのように協議調整を図っていくのか伺う。</p> <p>⑧ 瀬戸市環境基本計画では、自然を守ることに取り組む内容等が記載されている。今回、当該事業地において、自然環境保全調査の結果、愛知県レッドデータブックの絶滅危惧種の数種類が確認されたことについて、環境保護・保全の立場としてどのような対応と対策をとることになるのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>2、(株)東立テクノクラシー産廃計画の周知が不十分のため、追加説明会の開催を求める。</p> <p><b>【質問趣旨】</b>  (株)東立テクノクラシーの産業廃棄物処分場計画の関係地域での説明会は、事業者側が考えた説明会であって、住民側が考えた説明会ではない。住民生活に多大な影響を及ぶことが予想される産廃施設への説明に対して、1時間程度の質疑応答で十分に納得を得られるはずがない。地域住民の要望に応じて、繰り返し説明会を開催すべきであることを求めて質問する。</p>	<p>(1) 市は条例手続きを適切に履行すべき。</p>	<p>① 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例による手続きの流れというフロー図が市によって作られている。しかし、図に記載されている内容には、本条例第10条の市長の追加説明会開催指示や見解書周知に係る説明会の開催が本条例第12条及び規則第11条に基づいて行われることが示されていない。担当課は、本条例及び規則の趣旨通りに適切な例示を提供すべきではないのか伺う。</p> <p>② 本条例第12条では、市長から住民の意見書の送付を受けた事業者は、見解書を作成し、市長に提出した上でその見解書を住民に周知することが義務付けられている。同条例の施行規則第11条では、その見解書の周知方法は(1)説明会の開催、(2)関係住民への文書配布又は回覧、(3)その他市長が適当と認める方法のいずれかとしている。(株)東立テクノクラシーに対して、住民への直接的な説明を求めることが必要な状況と考えるが、市長の見解を伺う。</p> <p>③ 本条例第9条に基づき、産廃処分場計画の関係地域説明会を開催してきたが、開催時間は約2時間だが、住民生活に多大な影響を及ぼすことが予想される産廃施設に対して、1時間程度の質疑応答では十分に納得を得られるはずがなく、住民は追加説明会の開催を強く求めている。本条例第10条は、市長は関係住民への周知が必要であると認めるときは、追加説明会開催を指示することができる旨とあるが、第10条の条文をどのように理解しているのか見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。  
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。  
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。